

総務委員会会議録

日時 令和6年7月5日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時40分

場所 委員会室棟 第1委員会室、第2委員会室

委員出席者 委員長 臼井 友基
副委員長 伊藤 毅
委員 久保田松幸 宮本 秀憲 中村 正仁 水岸富美男
大久保俊雄 古屋 雅夫 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員 飯室 元邦 警察本部長 小柳津 明
警務部長 平山 大典 生活安全部長 今橋 敦 刑事部長 川口 守弘
交通部長 和田 弘記 警備部長 相模 稔 理事 一瀬 健
首席監察官 大森 伸 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 進藤 明
警務部参事官 佐藤 充 生活安全部参事官 所 紀久男
刑事部参事官 中村 正己 交通部参事官 内藤 智 交通部参事官 足立 勝司
警備部参事官 清水 高博 総務室次長 柏木 佳明 警務部次長 佐藤 隆
会計課長 三浦 昇 警備第二課長 渡邊 信 保安課長 志村 一
交通規制課長 手塚 芳仁 サイバー犯罪対策課長 戸澤 智和

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子
人口減少危機対策本部事務局次長 中村 直樹
人口減少危機対策企画グループ人口減少危機対策監 河合 秀樹
人口減少調査研究グループ人口減少調査監 中嶋 正樹
知事政策局長 石寺 淳一
富士山保全・観光エコシステム推進統括官 和泉 正剛
地域ブランド・広聴広報統括官 小林 徹
知事政策局理事(知事政策局次長事務取扱・国際戦略監事務取扱) 安藤 明範
知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 鎌田 秀一
知事政策局次長(広聴広報監事務取扱) 羽田 勝也
知事政策局技監 水口 保一 知事政策局技監 矢野 昌

政策企画グループ政策参事 小俣 滋
地域ブランド推進グループ地域ブランド推進監 勝俣 秀文
富士山保全・観光エコシステム推進グループ富士山保全・観光エコシステム推進監
岩間 勝宏
富士五湖自然首都圏推進グループ富士五湖自然首都圏推進監 古屋 幸一
リニア・次世代交通推進グループリニア・次世代交通推進監 矢野 久
新事業チャレンジ推進グループ新事業チャレンジ推進監 相川 和茂
DX・情報政策推進統括官 瀧本 勝彦
DX・情報政策推進統括官次長（情報政策推進監事務取扱） 村上 宏之
DX推進監 長谷川 晋吾
県民生活部長 小澤 清孝
県民生活総務課長 武井 紀人 パスポート室長 坂本 久美
北富士演習場対策課長 長坂 嘉久 統計調査課長 平賀 貴久子
県民生活安全課長 岩渕 基 私学・科学振興課長 水上 和彦
多様性社会・人材活躍推進局長 古澤 善彦
多様性社会・人材活躍推進局次長 小林 孝恵
多様性社会・人材活躍推進局次長（男女共同参画・外国人活躍推進課長事務取扱）
入倉 由紀子
労政人材育成課長 川崎 健司
労働委員会事務局長 津田 裕美 労働委員会事務局次長 丸山 正雄

総務部長 関口 龍海 総務部次長 奈良 晶史
総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治
働きやすい職場づくり支援室長 依田 勇人
職員厚生課長 今井 康善 財政課長 行村 真生 税務課長 森山 和紀
財源確保・資産活用推進課長 中村 隆宏 庁舎管理室長 荻野 貴史
行政経営管理課長 堀内 由加子 市町村課長 栗田 研二
防災局長 河野 公紀 防災局次長 伊藤 公仁
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 林 貴彦
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 渡辺 一秀
消防保安課長 久保島 宏
会計管理者 関 尚史 出納局次長（会計課長事務取扱） 三科 隆人
管理課長 石合 晃 工事検査課長 植田 茂樹
人事委員会事務局長 土屋 嘉仁 人事委員会事務局次長 後藤 恵里子
代表監査委員 小林 厚 監査委員事務局長 草間 聖一
監査委員事務局次長 小野 博隆
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

議題（付託案件）

- 第 68 号 やまなし人材定着奨学金返還支援基金条例制定の件
- 第 70 号 山梨県職員の定年等に関する条例及び山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例中改正の件
- 第 72 号 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例中改正の件
- 第 73 号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第 80 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正
- 承第 1 号 山梨県富士山吉田口県有登山道設置及び管理条例中改正の件
- 承第 2 号 山梨県県税条例中改正の件

- 請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第6－2号 『地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書』の提出を求めることについて
- 請願第6－3号 『地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書』の提出を求めることについて
- 請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて
- 請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。また、請願第5－8号、請願第6－4号、請願第6－5号については継続審査すべきもの、請願第6－2号、請願第6－3号については採択すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部関係、人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係、総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時8分まで警察本部関係、次に、午前10時24分から午前11時57分まで人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係、午後1時20分から、途中休憩をはさみ、午後2時40分

まで総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第 80 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（信号制御機の更新について）

福井委員 私は、昨年12月の定例会において、路面標示の補修整備について質問させていただきました。警察の皆さんが、日々、交通事故抑止のためにパトロールを重ね、必要な整備を計画的に行っていることに感謝と敬意を申し上げます。

そこで、重要な役割を担う一つとして信号機がありますが、県内には何基設置されているのか、まず、伺いたいと思います。

手塚交通規制課長 県内に整備されている交通信号機の総数は、一灯点滅式信号機を含め、現在1,833基です。なお、信号機の1基とは、信号柱の本数ではなく、交差点等に設置している信号制御機の数をいいます。

福井委員 1,833基というと、やはりたくさん数だなと感じました。信号制御機については、最近、耐用年数が非常に話題になっていると認識しており、たしか19年だったと記憶しております。耐用年数が19年を超える信号機は、県内にはどれくらいあるのでしょうか。

手塚交通規制課長 本県で、信号制御機の更新基準であります19年を超える交通信号機は、令和5年

度末時点で462基あり、全体の約25%であります。

福井委員 4基に1基ということですから、非常に高い割合かと思えます。それが故障によって滅灯という事態になることは絶対にあってはならないですし、速やかな更新が必要だと考えますが、更新の計画について、どのようにお考えか、伺います。

手塚交通規制課長 19年を超えた信号制御機の故障は、地域の停電による滅灯を除き、過去5年間で4件ございます。このような場合には、直ちに専門の保守委託業者に修理を依頼し、復旧しております。また、定期的に専門業者による点検を通じて、更新の必要性が高いと認められるものから順に予算の範囲内で更新し、老朽化した信号制御機の減少に努めております。

福井委員 耐用年数を過ぎたことによる故障が5年間で4件生じているとのことで、交通事故があってはならないということが大原則ですので、交通事故の防止、そして、円滑な交通流を図るための早急な整備をお願いします。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、知事政策局、DX・情報政策推進統括官、県民生活部、多様性社会・人材活躍推進局、労働委員会事務局関係

※第 68 号 やまなし人材定着奨学金返還支援基金条例制定の件

質疑

中村委員 ただいまの説明の中で、企業に補助するとのことですが、その細かい流れの説明をもう少ししていただきたいです。よろしくお願いします。

川崎労政人材育成課長 返還支援は、就職者が決定した後に企業に支援額の1/2を基金に入れていただくことを想定しております。なるべく企業の負担を小さくするため、まとめてではなく、毎年度、県に寄附という形でいただく仕組みで実施していきたいと、今、検討を進めているところです。

中村委員 もう1点、今までは大学卒業生程度だったと思いますが、今回、35歳に年齢要件が上がった理由は、どのような理由でしょうか。

川崎労政人材育成課長 現行制度は卒業後3年としておりましたが、今回、35歳未満に対象を拡大しております。その趣旨ですが、現行制度は、大学や大学院の理工学部を卒業した者を対象としており、卒業してから長い期間がたつてしまいますと知識が薄れてしまう懸念が

ありましたので3年で区切らせていただきました。今回は、学部に関係なく対象を広くして、若者の人材を多く確保・獲得するため、対象年齢を拡大させていただいたところ
です。

福井委員 中村委員の質問に関連して、対象年齢35歳未満とは、例えば、一旦、県外で就職をしていて再就職をする場合でも、その年齢要件が合えば、この制度を利用できるという認識でよろしいでしょうか。

川崎労政人材育成課長 委員御指摘のとおり、県外で就職された方も35歳未満であれば、県内の企業に就職いただく場合には再就職する場合も対象としていきたいと考えています。

福井委員 より多くの方に利用していただければ、大変すばらしい制度になるかと思います。
あと1点、現行制度の定員が35名ですが、現在、どれぐらいの方が利用しているのでしょうか。

川崎労政人材育成課長 現行制度は、例年、25名程度の申込みがあり、20名程度、決定させていただいているところです。今年度就職した方を含めると、累計で100名弱の方に利用していただく見込みであります。

福井委員 現行制度と新しい制度を利用して、さらに人材を確保できるようになると非常にすばらしいと思うのと同時に、現行制度は定員が35名ですので、しっかり周知をして、利用される方が増えることを願っております。周知に努めていただきたいと思います。

川崎労政人材育成課長 周知につきましては、県で実施しております合同就職フェア等を通じ、また、大学等にも案内をさせていただくことを考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 80 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑

(人口減少危機対策支援事業費について)

大久保委員　まず、人口2の人口減少危機対策支援事業費についてお伺いします。人口減少は重要かつ喫緊の課題であり、知事も国に要望しました。また、こうした対策はマクロビジョン的な視点で国がしていかなければならないと思う一方で、県と市町村が連携を取り、足元から事業・施策を展開しなければならないので、その中の一つが本事業だと思います。

そこで、先進的・モデル的な取組に対し助成するとは非常に抽象的ですが、具体的にどのようなケースを想定しているのか、まず1点お伺いします。

河合人口減少危機対策監　本事業は、市町村が提案した事業を県が審査を行った上で事業化することを想定しております。詳細を限定してしまうと、市町村の自由な発想が阻害されてしまうため、選定に当たっては提案された事業の効果や新規性、事業化性などを審査していきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、実際に住民に近い市町村の取組が必要であり、自由な提案を促すために、施策立案から県が関与することを想定しています。あわせて、課別説明書の中ほどに、(2) 専門家派遣事業費を盛り込んでおり、外部の専門家による支援を実施します。これにより、市町村がチャレンジできないような新しい取組に対して後押しをして、それぞれの特性に応じた施策立案につなげていきたいと考えております。

大久保委員　市町村の自由な発想にと言われましたが、ある程度基準がはっきりしていたほうがよいと思いますが、専門家派遣事業費を認める、認めないなどは、これからそういったものを考えていくのでしょうか。

河合人口減少危機対策監　自由と言いましても、既に市町村において実施している事業の裏負担になることは避けたいと考えておまして、また、国や県のほかの補助金等が活用できるものは除外していきたいと考えておりますので、委員のおっしゃるとおり、今後の事業提案を見ながら、専門家の意見も踏まえて、ブラッシュアップをしていきたいと考えております。

大久保委員　補助金の予算が2,000万円ということで、県内27市町村ですので、500万円を上限とすれば、単純計算で4市町村に対して助成ということになりますが、補助対象件数の設定はどのように考えたのか。また、各市町村からそうした提案を出してほしいと思いますが、そこら辺の設定基準や予算設定はいかがでしょうか。

河合人口減少危機対策監　まず、大きな課題としては、人口の減少の要因には、社会減と自然減が考えられ、この2つが組み合わさることで複数の要素が出てくると考えます。こうした課題をグループ化し、その中からモデル的にこの事業を実施することを考えています。おっしゃるとおり、全ての市町村に対して実施できればいいのですが、限られた予算ですので、このモデル化して実施した事業を、実施後、横展開を図ることにより、活用してい

きたいと思います。なので、複数の要素ということで、4つの自治体を対象とした次第です。

大久保委員 4つの自治体という話がありました。4つでよろしいですか。

河合人口減少危機対策監 自治体は4つを想定しております。

大久保委員 27市町村のうちの4市町村なので、選定方法には客観的な基準が必要だと思います。それと、もう1点、用意ドンで、こうした事業があるので手を挙げてくださいということでもいいですけど、27市町村あるので、逆に、地域格差が生じたり、意欲をそぐことにもなりかねないので、事業の周知徹底、各市町村へのPRの具体的な方法について、最後にお伺いしたいと思います。

河合人口減少危機対策監 事業執行に当たっては可決後速やかに市町村に周知をしてまいりたいと思いますが、また、あまり身構えてしまわないように相談会のようなものをする事によって、全ての市町村に周知をした上で、募集を図っていきたくと考えております。

(孤独・孤立実態調査費について)

伊藤副委員長 最初に、県民の2ページ、孤独・孤立実態調査費について、もう少し具体的な調査内容を教えてください。

武井県民生活総務課長 今回の調査は、満16歳以上の県民約4,000人と、NPO法人など、約500の支援団体を対象に行う予定としております。いずれも、調査書類を郵送しまして、オンラインか郵送にて回答いただく予定となっております。

伊藤副委員長 身近なところでも話を聞くことがありますので、ぜひ、有効的な調査をしていただければと思います。

(再配達削減推進事業費補助金について)

県民の3ページ、再配達削減推進事業費補助金について、物流の2024年問題の取組ということですが、身近なところでも、ネットを利用して物を買ったりすることが増えている中で、再配達の削減に大変有意義だと思っています。何点か伺わせていただきます。まず、県、市町村、県民の負担割合をもう一度教えてください。

岩淵県民生活安全課長 負担割合でございますが、県では、市町村が補助する額に対して、その2分の1の補助を行います。具体的な負担割合ですが、県が4分の1、市町村が4分の1、自己負担2分の1としております。ただし、県負担の上限額は1世帯当たり5,000円となります。例えば2万円の宅配ボックスを購入した場合、県の負担は5,000円、市町村の負担は5,000円、自己負担は1万円となります。

伊藤副委員長　　そうしますと、補正予算として9,000万円を計上していますが、その内容はどのようにお考えですか。

岩淵県民生活安全課長　　国の調査データを基に、県では、通信販売を頻繁に利用し、かつ再配達の高割合が高い県内の世帯数を約5万4,000世帯と推計しております。今年度は、3分の1となる約1万8,000世帯に補助ができるように9,000万円を所要経費として計上したところでございます。3分の1といたしましたのは、事業期間として想定している令和7年度末までの期間のうち、今年度の市町村における事業実施期間として想定される下半期を勘案したものでございます。

伊藤副委員長　　確認ですが、事業期間は来年度までやるということによろしいでしょうか。

岩淵県民生活安全課長　　物流の2024年問題は、県民の日常生活の利便性に大きな影響を与える喫緊の課題と考えているため、令和7年度までの2か年で集中的に事業を行うこととしております。この2か年で、目標とする約5万4,000世帯に宅配ボックスの購入支援が行き届くように本事業を進めてまいりたいと考えております。

伊藤副委員長　　ぜひ進めていただきたいと思いますが、一方で、宅配を進める上で、盗難などのリスクは考えていますか。

岩淵県民生活安全課長　　置き配により、荷物の盗難あるいは宅配ボックスそのものが盗難されるというリスクに対しましては、第一義的には、自らが責任を持って対策を講じていただくべきことと考えております。物流事業者の調査によりますと、置き配による荷物の盗難や紛失等のトラブルは10万件に1件未満とのことであり、比較的トラブルが発生する可能性は低いとの調査結果が出ております。県では、置き配による盗難リスクに備えるため、宅配ボックスの規格・品質といたしまして、鍵付きのタイプのものを推奨するなど盗難防止に向けた注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

伊藤副委員長　　物流の2024年問題の解決に向けて期待していますので、よろしく申し上げます。

(人口減少危機対策パブリック・コミュニケーション高度化事業費について)

福井委員　　まず、人口2ページの人口減少危機対策パブリック・コミュニケーション高度化事業費について、地域で発信力のある者をアンバサダーに任命するとのことですが、地域で発信力のある者とはどのように捉えればよろしいですか。

河合人口減少危機対策監　　イメージとすると、30代までの子育てや結婚、あとは医療の分野にたけているような方で、そんなに遠くない身近な方に発信していただくので、既存のSNSを既に使われているような方を想定しております。

福井委員 私は40代ですけれども、SNSを利用しています。30代の、例えば既にSNSを利用している議員さんたちにもその資格はあるということですか。

河合人口減少危機対策監 絶対に30歳、39歳まででなければいけないということはありません。発信力のある方は、もちろん議員さんも含めて候補として考えております。可能であれば若手の方を置くということでございます。

福井委員 発信力があり、身近であるということ。フォロワー数などを見ながら「いいね」が押されている件数などを見て判断するということがいいですか。

河合人口減少危機対策監 絶対数ではないですが、目安としては、500か1,000くらいのフォロワーがいる方を想定しております。

福井委員 この手のアンバサダーに任命をされる方が、果たして本当に発信力があるのか、情報が全ての方々に行き届くのか、慎重に見極めていかないと非常に難しいのかなと思います。今の要件からすれば、私も条件はクリアしていますが、私が発信した情報が本当に隅々まで届いているのかは、数には現れないところで判断しなければならないと思いますので、ぜひ慎重に判断をして、任命していただきたいと思います。

河合人口減少危機対策監 この費用の中では、15名程度のアンバサダーを考えておりますが、御自身の思いだけで発信することも大事ですが、県の施策について学ぶ研修会を6回ほど設け、各分野の施策を学んでいただいた上で、県の思いもお伝えし、よくコミュニケーションを図りながら、意見疎通を図りながら、行っていきたいと考えております。

福井委員 ぜひ、有益な情報が広く知れ渡るようなものになるといいと思います。

(再配達削減推進事業費補助金について)

次に、県民の3ページ、先ほど伊藤委員からも質問がありました再配達削減推進事業費補助金の9,000万円についてです。私は12月の定例会において、トラック運送業界の課題について一般質問をさせていただきました。それは、働く側の労働環境の改善が必要だという旨で質問させていただいたのですが、今回のこの補助金は、消費者の視点から取り組むもので、非常にいいものだと思います。再配達の削減推進とありますが、宅配便の再配達の現状はどのようになっているのか、お伺いします。

岩渕県民生活安全課長 国が実施している宅配便の再配達率実態調査によりますと、昨年の宅配便の取扱い個数は約50億個で、そのうち、再配達率は約11%となっております。ここ数年の再配達率は11%前半で推移しており、率としては横ばいですが、近年、インターネット通販などの急速な拡大に伴い、宅配便の取扱い数そのものが非常に増えており、こ

れに伴い再配達の数も増加している状況であります。本県だけのデータはございませんが、県内の宅配事業者によると、本県につきましても同様の傾向であるとお伺いしております。

福井委員 　ただでさえ、物流業界は人手不足と言われている中、全国で配達の数が50億個あるという非常に驚きの数字だと思います。この新しい事業費が物流業界の働き方改革に資するものになることを期待し、より多くの県民がこれを活用してもらうことが大切だと考えます。この補助制度の周知はどのように行っていくのか、伺います。

岩淵県民生活安全課長 　委員御指摘のとおり、本事業の実施に当たりましては、より多くの県民に補助制度を知ってもらい、活用してもらうことが重要であります。積極的な活用を促すため、県の各種広報媒体の活用や、市町村や宅配事業者等と連携し、積極的な広報を実施してまいります。

福井委員 　そうは言いつつも、市町村に補助制度がないと、この事業費は利用できないわけであり、現在、市町村の対応状況はどのようになっているのか、教えてください。

岩淵県民生活安全課長 　より多くの県民に活用してもらうためには、多くの市町村に補助制度を創設してもらう必要があります。そのため、県では各市町村に対し、補助制度の創設を働きかけているところであります。これまでも複数の市町村から問合せを受けており、各市町村では県の取組に呼応し、随時、補正の予算措置ができるよう準備を行っているとお聞きしております。

福井委員 　引き続き、周知に努めていただき、より多くの県民がこれを活用して、物流業界の方々の問題が解決することを望みます。

(小淵沢エリア振興ビジョン策定事業費について)

次に知の2ページ、小淵沢エリア振興ビジョン策定事業費についてです。本議会でも、一般質問させていただきましたが、県主導でビジョンを策定することと、大変ありがたいことだと思っています。ビジョン策定までの具体的なスケジュールはどのようにお考えか、教えてください。

小俣政策参事 　今後、地元市町村や民間事業者などから構成される検討委員会を数回開催し、ビジョンにつきましても、年度内を目途に策定していくことを想定しております。

福井委員 　今回、立ち上げられた検討会とは別なのか、その検討会でこれを策定していくのか、教えてください。

小俣政策参事 　ビジョンの策定につきましても、プロポーザルを実施し、業者を選定いたします。策

定の過程におきまして、検討委員会が出てきた意見などを吸い上げて、業者と県でコミュニケーションを取りながら、振興ビジョンに反映させていく形を考えております。

福井委員 富士山に負けずとも劣らない小淵沢のエリアですので、本当に世界から注目される場所になってほしいと思っていますので、年度内にビジョン策定がしっかりとうまくいきますように、お願い申し上げます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 1 号 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例中改正の件

質疑

福井委員 5月20日からこのシステムを稼働させているところですが、これまでの実績について、どれぐらいの予約数が入っているのか、把握していますか。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 昨日、7月4日の16時現在の予約者数についてお答えいたします。予約者数3万130人ということで、最近の傾向といたしまして、1日1,000人以上の予約が入っている状況でございます。

中村委員 関連してお伺いします。昨日、山梨県立中央病院でハードディスクのエラーでシステムが固まってしまったということがありました。富士登山に関しては、県外や外国の方が多く、もし、そうしたトラブルが起きた場合、現地での現金徴収などは想定されているのでしょうか。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 現状、このシステムに関するトラブルは報告されておられません。順調に稼働しております。万が一、稼働できなくなった場合であっても、当然、既にシステムでお支払いをしている方については、何らかの形で確認をするすべを持っており、スターリンク等の副次的なシステムトラブルに対応した通信の強化もしております。また、もちろん現金での徴収も現在、現地で行っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第6-2号 『地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書』
の提出を求めることについて

※請願第6-3号 『地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書』
の提出を求めることについて

意見

大久保委員

結論から申しますと、本請願は採択すべきであると考えます。

県では、全国知事会や国への施策提案などの機会を捉えて、消費生活相談体制等の充実・強化に向け、県及び市町村の消費者行政の強化・推進を図るための十分な予算の確保と長期的な財政措置を要望しております。

また、財政基盤が脆弱で自主財源での予算確保が難しい市町村においては、相談員の任用継続の課題が発生するなど、地方消費者行政が後退するおそれがあるため、市長会からも十分な財政措置を講じるように国に働きかけることを要望しております。

地方消費者行政を安定的に推進させるためにも、地方消費者行政に対する国の財源措置は不可欠と考えます。

よって、本請願は採択すべきものと考えます。

討論

なし

採決

採決の結果、採択すべきものと決定した。

※請願第6-4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて

意見

中村委員

山梨県の上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することにつきましては、沖縄県の状況等を考えると、米軍のトラブルはよく耳にしている状況で、私も非常に心苦しく感じているところではありますが、現状として、国の安全保障に関わることであり、また、防衛省でも地域住民に不安を与えないよう、引き続き、適切な対応をしていくという状況ですので、今後の動向を注視した上で進めていくのが重要であると考えております。

よって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論

なし

採決

採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

伊藤副委員長 まず、最低賃金は労働者の生計費、賃金の動向、それから企業の支払い能力を考慮して、地方及び地方審議会の審議を踏まえて決定されるものと承知しております。
また、国及び県では、中小企業の賃上げに対する様々な支援策を拡充しております。
加えて、国においては、2030年半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるよう、労働生産性の引上げに向けて取り組むと表明していることから、その動向を注視する必要があると考えます。
したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

(公募型プロポーザルの実施について)

古屋委員 本会議でもプロポーザル方式の公募について議論がなされていることは承知しておりますが、本年度、知事政策局では公募型プロポーザルは何件ぐらいあるのか、お尋ねをしたいと思います。

小俣政策参事 知事政策局全体ということですが、現状、正確な数は把握しておりませんが、後ほど資料を提供させていただきたいと考えております。

臼井委員長 ただいま古屋委員から質問がありました資料は後ほど提供いただくということでしょうか。では、そのような形でお願いしたいと思います。

古屋委員 県のホームページを見ますと、公募型プロポーザルの審査状況が載っています。その中で、とりわけ、今日質問したいのは「やまなし」ブランドプロモーション強化業務委託についてで、2年連続、同じ会社が受託をしております。

最初に、現在の地域ブランド推進グループの職員体制はどうなっているのか、プロポーザルの実施に当たって、お伺いしたいと思います。

勝俣地域ブランド推進監 地域ブランド推進グループの職員の体制ですが、常駐の職員は私を含めて本年度は4名、昨年度は3名と、非常に小規模な体制となっています。また、所管する業

務としましては、県庁内のブランドプロモーション事業の統括に加え、オウンドメディアやSNSの運用などを自ら実施しているところです。

古屋委員 4名か5名でやっていることは、職員録を見て承知はしておりますが、この事業を委託するに当たっての背景についてお尋ねします。

勝俣地域ブランド推進監 この業務を委託する背景でございますが、県では令和3年度に地域プロモーション戦略を策定し、地域ブランドの価値向上に取り組んでいるところです。

御質問の事業につきましては、この戦略の成果を最大化するために行っているものでございますが、具体的には民間でも導入されており、いわゆるPMOと呼ばれる組織内でプロジェクトを円滑に進めるための業務を支援するものでございまして、専門的な知見を要するコンサルタントに委託しております。

例えば、農畜水産物やワイン、美食体験など、これまで各部局が個別に実施していたプロモーションに横串を刺し、部局の枠を超えた事業の推進や事業の統廃合などにより最適化を進め、相乗効果や新たな価値を生み出す狙いがございます。

古屋委員 専門的な知識を要するという背景でプロポーザルをやっているとのことですが、この1社が受託業者としてふさわしいのか、ふさわしくないのか、どのような審査をしたのか、まずお尋ねしたいと思います。

勝俣地域ブランド推進監 まず、総合的な見地から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、広く企画提案を募集しております。昨年度の公募では、県内の3社から参加の申請がございましたが、そのうち2社が企画提案審査会への参加を辞退しました。辞退の理由を事業者にお尋ねしましたところ、1社は人員体制を整えることが難しいとの回答、もう1社は業務量と予算限度額が見合わないとの回答でございました。昨年度は、残る1社について、事業の実施体制や業務経験、専門知識などを企画提案審査会において厳正に審査し、受託事業者を決定いたしました。

なお、この企画提案審査会でございますが、委員の過半数を外部から委嘱し、さらに、委員の2名以上が審査点を5割未満とした場合や、評価点を2割以下とした審査項目がある場合には、委託先として認めない制度設計となっております。

次に、本年度の企画提案公募でございますが、5社から参加の申請があり、その後、2社が参加を辞退しております。昨年度と同様、企画提案審査会におきまして、山梨県内の事業者を含む3社を厳正に審査し、受託事業者を決定いたしました。

古屋委員 昨年度は、人員の体制が整わなくて1社は辞退、もう1社は業務と予算の関係で辞退で、1社単独で決まったということですが、受託した株式会社ナイスバントという会社ですが、ホームページには会社内容は全くなしで、代表取締役田中裕也、資本金100万円、設立2022年1月4日の会社ということですが、実績がどうなのか、社員数がどうなのか、全く分かりません。どこに所在しているのか。聞くところによれば、マ

ンションがどこかにあって、従業員数名ということですが。

これは一例を取っていますが、私が質問したいのは、情報の共有化が県庁の中で全くなされてないということです。特に、この事業費は3,960万円で、今日、議論している予算案の一番大きいところで1,800万円ぐらいですから、相当の額です。それを、会社の内容も分からない、何も分からない、そのような状況の中でどのように決めたのか、その根拠についてお聞きしたいと思います。

勝俣地域ブランド推進監 まず、従業員につきましては、会社概要によりますと10名と伺っております。会社の所在地は、東京都豊島区にございます。最近のスタートアップ企業などは、リスク管理の観点などデメリットを考慮して、必ずしも企業のホームページに電話番号などの情報を記載していない企業があると承知しております。ビジネスマッチングのプラットフォームで商取引が行われるケースが増えていますが、当該事業者につきましては、企業情報の信頼性を確保しつつ、取引の安全性を高める役割を果たすようなプラットフォームには、自らの会社名や企業情報は公開していると承知をしております。

それから、選定結果一覧表に会社名のみが記載されている点につきましては、情報公開を所管する部署から発出されている入札結果などの公表要領に基づく統一様式となっており、この事業だけでなく、他の事業においても企業名のみを記載しており、この様式で公表しているものと承知しております。

古屋委員 県の公募要領をみますと、応募資格がございまして、このプロポーザルについても、業務経験の有無、体制、従業員の数、経営状況とあり、そうしたことを明らかにした上で、プロポーザルをします。したがって、入札に当たっては、リスクとかではなく、正々堂々と企業名を明示することを条件に契約すべきではないかと思うのですが、その辺については、これに限らず県全体としてどのように考えているのか、お聞きします。

勝俣地域ブランド推進監 当然、透明性、公平性にできるだけ留意して公表していきたいと考えております。

もう1点、従業員の件でございますが、大企業であっても、一つの業務には数名のチームで従事するのが一般的です。審査の中では、確実に業務が遂行できる実績や人員配置を審査基準にしておりますが、山梨県では、あらゆる挑戦を応援しているところもございます。大企業から独立して起業した事業者など、従業員は少なくとも、これまでの経験が豊富で、力のある事業者は数多くいると考えております。小規模事業者でも志高く公募にチャレンジしていただき、公平公正な審査の下で選定をしていくことが望まれるのではないかと考えております。

古屋委員 あと2点お伺いしたいと思います。

こうしたプロモーション事業をやるに当たって審査員がいるわけですが、今回の事案については5名ですが、どのような方々を審査員に選んでいるのか。ホームページには出していないようですが、私たち、県民目線からすれば気になるところで、その辺につ

いてはどのようにお考えでしょうか。

勝俣地域ブランド推進監 企画提案審査会の委員でございますが、過半数を占める3名を外部から委嘱し、これらの外部委員は固定せずに毎年入替えを行っております。昨年度の外部委員は、シンクタンク、経営コンサルティング、農業資源の各分野、本年度の外部委員は、産業振興、地域創生、農林水産振興の各分野において優れた知見を持つ方に委嘱をしております。

古屋委員 最後に、今、2年目ですが、この事業によって得られた成果はどうか。そして、目指す方向性をどのように求めているのか、この2点について伺います。

勝俣地域ブランド推進監 昨年度の1年間の状況でございます。委託期間を通じ、受託事業者と定期的なミーティングを実施し、随時、助言や資料の提供を受けながら、部局連携の取組を伴走支援していただきました。

こうした中で、得られた成果の1つとしましては、戦略の実施方針の策定の支援でございます。受託事業者のアドバイスの下、新たにイノベーション、美酒・美食体験など4つのテーマや、五感を刺激する心躍る体験など5つのハイクオリティな価値を設定し、魅力的なストーリーによる施策を推進する方針を策定いたしました。また、各施策の露出拡大やブランドの認知・浸透に注力し、人・企業・資金を呼び込むことで地域経済の好循環を目指す方針としております。

もう1つの成果でございます。部局横断の取組推進による全体最適化です。庁内における統一的な考え方、方向性が整理されていることで、令和6年度における県庁全体のブランドプロモーション事業費は前年度の約3分の2に圧縮しつつも、効率的で効果的な事業を予算計上できました。

これらにより、施策効果の最大化と予算節減の両立を推進することができていると考えております。

古屋委員 聞いてみないと、なかなか分からないことがたくさんございますから、情報公開できるところはしっかり公開していただいて、この事業が、そうした成果を得ているということで、今年度も同額の3,960万円を同じ会社に出していたと思うので、成果はまた来年度、伺いますので、ぜひ、目指す方向性に沿うように、しっかりチェック機能を果たしながら、成果が得られることを期待します。

(高齢者の安全運転支援について)

佐野委員 昨今ニュースにもなっている高齢者の安全運転支援についてお聞きをしたいと思います。

本県における移動手段は、自動車による移動がその大半を占めていると思っております。特に中山間地域については、郊外での独居高齢者の場合は、買物や病院への移動に自動車による移動手段はなくてはならないものだと思います。令和元年の9月の本会議

で、私は高齢者事故防止に係る補助制度の実施についてお伺いをしましたが、特に、加齢による認知機能の低下、運転ミスによる高齢者の事故は、この後も依然として減っていません。今後、2025年問題として増加するおそれのほうが多いと懸念をされております。ペダル踏み間違いの事故は、車の技術的進歩もあって、この10年で半減していますけれども、依然として多くの方が、この前もニュースに出ていましたけれども、事故や被害に遭っております。こうした背景から、最近、高齢者の運転免許証の自主返納の必要性が周知されるようになってきていると承知しております。

今期6月議会は委員長も御質問されており、御答弁をされておりましたけれども、本年3月に策定された山梨県地域公共交通計画で、人口メッシュデータを使って停留所や経路を見える化をして、地域の声にふさわしい公共計画を広域的に策定しているとお聞きをしています。また、計画では、高齢者が免許を返納されても、これは全てということではなく、毎回ではないものの、通院等に使えるようにしていくことが位置づけられていたのは承知をしています。

そこで質問させていただきます。山梨県では、さきのとおり公共交通機関が十分に整備をされていない中山間地域が多い特殊性もあって、日常の足が奪われることへの不安感もたくさんあると思います。高齢者が免許証を返すことについては戸惑いがある、返納が進まないものと聞いております。現在、県で推進をされている、特に高齢者住民に特化した日常の足を守るための具体的施策については何が行われているのか。本年3月に策定された計画以外にも、たくさん施策を打たれていると思いますけれども、特に高齢者住民に特化した日常の足を守るための具体的施策について、市街地での対策とともに中山間地域への補助事業について、施策後の県民ニーズについて把握されているかどうか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

矢野リニア・次世代交通推進監 まず、路線バスにつきましては、主にバス運行対策費補助金と市町村自主運営バス補助金の2つの補助事業がございます。

まず、バス運行対策費補助金につきましては、本年3月に策定いたしました山梨県地域公共交通計画におきまして、広域的なバス路線のうち、国とともに県が支援して支えるべき路線につきましては、市町村やバス事業者の方々と協議を重ね、計画に具体的に示しており、これに基づいて支援を行っているところでございます。

次に、市町村自主運営バス補助金につきましては、様々な努力にもかかわらず、民営のバス路線が廃止される事態が生じており、市町村が主体となり、その運営・運行を引き継ぐ場合に補助を行う事業となっております。これらの補助金につきましては、市街地と中山間地域をつなぐバス路線もあることから、地域によりその制度の基準が異なるものではありませんが、それぞれの状況に応じて対応しているところでございます。

また、タクシーにつきましては、高齢者をはじめ、様々な方の移動に資するユニバーサルデザインタクシーを導入する事業者などを対象に支援を行っているところでございます。これらの補助事業を通じ、高齢者をはじめとした交通弱者の方々に必要な地域公共交通の確保・維持を実現しているところでございます。

次に、県民ニーズの把握についてですが、先ほど申し上げました山梨県地域公共交通

計画の策定におきまして、公共交通の利用者の方々、例えば女性団体や福祉団体の方々、あるいは市町村の担当課長などをメンバーとした協議会を設置し、協議を重ねているところでございます。

また、計画策定に当たりましては、県政モニターアンケートや、バス利用者へのアンケート調査、市町村等を対象とした調査、また、パブリックコメントを実施しているところでございます。

これらの協議や調査結果に基づきまして、広域的なバス路線のうち、国とともに県が支援して支えるべき路線について同計画に定めているところでございます。なお、協議会につきましては毎年開催する形で進めており、公共交通の利用者の方々から、適宜、県民ニーズについて御意見を頂けると考えてございます。

佐野委員

質問は、そのニーズをどのように把握されているかをお聞きしましたが、ニーズの調査はしっかり進められているとお聞きしましたので、よいものと思っています。

部局は違いますが、県警察が御努力をされている高齢者の運転免許証の自主返納制度の周知、あるいは高齢者への安全指導対策は、今やられていることで必要であると考えますが、県警察のソフト面からの対応とともに、高齢者が安全に運転能力を維持、または運転する際のハード面からの物理的事故抑制対策はさらに重要であると思っています。

ここにつきましては、委員長も質疑をされ、御答弁があつて、私も承知をしていますが、このような状況も踏まえ、また、全国的な議論の高まりの要望を受けて、国土交通省は、令和2年7月1日付で、後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の認定結果を公表しました。これに先立ち、国土交通省は、令和元年12月17日及び令和2年5月26日に先行個別認定を実施し、後づけの急発進抑制装置14装置が認定されています。本件装置については、トヨタ自動車をはじめ、国内自動車メーカー等7社、さらに、部品メーカーから5社の計12社が、令和5年から令和6年3月までに後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の販売を開始しました。

以上を踏まえ質問します。まず、本年3月までに認定され、販売が開始されました後づけ急発進等抑制装置14装置と、メーカー各社からの販売開始について、まず、承知されているかどうか。

それから、国の制度内容について、昨今の全国的な高齢者ドライバー事故の対策として、後づけ装置等は国がニーズに応える形で施行されましたが、この施策の必要性等について、県ではどのように認識をされているのか、当局の御所見をお伺いします。

岩淵県民生活安全課長 まず、後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置の認定につきましては、国から県に対し、直接的な周知や通知等はなされておられません。しかしながら、国土交通省のホームページにおきまして、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置性能認定結果一覧としまして、自動車メーカーや部品メーカー等の申請者、装置名称等の認定が公表されていることを承知しております。

続きまして、国の施策の必要性につきましては、後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置は、自動車のアクセルとブレーキの踏み間違い事故を防ぐため、障害物の手前で

アクセルを踏み込んでも急発進せず、車内の表示器で警告する装置と認識しております。このため、国が行う後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置の認定の取組につきましては、高齢者をはじめとする交通事故の防止に非常に有効であると考えております。こうした中、県では、高齢者に対し、車両の急発進を抑制する装置等を備えた、いわゆるサポカーの乗車体験の機会を提供し、その普及啓発に努めているところであります。

佐野委員

私も急発進抑制の車に乗っていますが、うるさいほど止まったり、いろいろするので、これは安全だろうなという実体験もあります。

御説明がありましたが、現在、新車の安全運転装置サポカーの補助金も交付されています。しかし、現実的に高齢者が新車を購入することは少ない状態で、安全運転装置サポカーではなく、慣れている手持ちの車に長く乗っている現状が多いことが分かっています。そこで、国では、先ほど質問の中でも言いましたけれども、安全装置つき新車購入の新規対応とともに、高齢者が慣れ親しんだ手持ちの車に長く乗ることもできて、あわせて、加齢による運転能力の低下要因での重大事故発生防止をハード面から補う対策として、後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置を認定し、販売を推奨していると承知しています。

そこで、質問します。国ではこれを推進しています。事故発生率から勘案すると、免許証を保有している高齢者の事故防止をハード面から支えなければならない必要性は大いにあると思います。本県でも、特に中山間地域である道志村で、踏み間違いと推察される事故が発生していることから、決して対岸の火事ではないと思っています。今後、高齢者ドライバーの増加が予想され、国の施策に県も倣い、ブレーキの踏み間違い事故抑制・防止の観点から、後づけのペダル踏み間違い急発進等抑制装置としての機能を有する高齢者安全運転支援装置の設置促進の補助についての施策実施が望まれると思っています。県の御所見をお伺いしたいと思います。

岩淵県民生活安全課長 県警察によりますと、本県における令和5年中の65歳以上の高齢者の交通事故の状況は、発生件数2,112件のうち38.4%、死者数29件のうち65.5%となっておりまして、高齢者の事故割合が高い傾向にあります。

先日、国土交通省は、施行時期は未定としながらも自動車踏み間違い防止の安全装置を義務づけることとしたとの報道発表をしました。過去に国では、令和2年3月から令和3年11月まで、車両の急発進を抑制する装置等を備えた車両に対する補助制度を設けていた経過があります。したがって、県では、このたびの国による踏み間違い防止の安全装置の義務づけに伴う周知並びに普及に向けた対応など、その動向を注視していきたいと考えております。

佐野委員

保険業界で事故発生率を統計解析しています。これはハインリッヒの法則といって、数値化予測して事故防止のヒヤリ・ハットの管理を行っています。300回ハットとする、29回ヒヤリとする背景には法則性があって、それが続くと、1回の大事故インシデントの発生が付きまとうという、1対29対300の法則があります。本県でもインシデ

ント1が発生している以上は、今後の事故増加率、数値増の懸念は、すなわち対策の必要性につながっていくものではないかと思っており、これは認知しなければならないと考えています。

御答弁には、今ある施策、いわゆる免許証を返納した後について、最終的に県民がどのように思っているかについてはお答えがなかったですが、このニーズと、インシデントが1件発生していることを考え合わせると、新たな施策の実行は必要ですが、先ほどのお答えのとおり、このニーズを待って、これは、今後も政策課題として大いに必要だと考えていますので、引き続き、議論をしていきたいと思っています。何かありましたら、お答えいただければと思います。

岩淵県民生活安全課長 委員御指摘のとおり、国が推奨する後づけペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置促進は、高齢者の事故防止をハード面から支える対策として非常に有効であると考えております。県におきましても、いわゆるサポカーの乗車体験の機会を提供し、その普及啓発に、より一層努めてまいりたいと考えております。あわせて、引き続き、高齢者の交通安全対策として県警察や市町村、交通安全団体等と連携を図りながら、高齢者の事故防止にしっかり取り組んでまいります。

(困難な問題を抱える女性への支援について)

福井委員 多様性社会・人材活躍推進局にお伺いをしますが、本会議でも困難な問題を抱える女性への支援について伺いました。知事からは、女性相談支援センターの強化や、県と警察、民間団体との実務者レベルの協議を定期的、継続的にしていくこと、SNSを使った相談体制をこの7月の終わりから始めるとの答弁をいただきましたけれども、これについて、どのように周知を図っていくのか、教えてください。

入倉多様性社会・人材活躍推進局次長 困難女性への対応につきましては、当課が行っている事業部分と子育て支援局で行っている部分がございます。先ほどの件につきましては、子育て支援局での取組となつてございますので、詳細については、戻りましたら子育て支援局に伝え、委員にお知らせするようにしたいと思います。

(富士山登山鉄道構想について)

福井委員 次に、富士山登山鉄道構想について、これまで、郡内の市町村で6回の大きな説明会が行われ、概要や主な意見についてはホームページで確認をさせていただいております。一方、2月22日にトークイベントが行われ、次代の担い手と富士山の未来を考えるというところで、これについては、様子はホームページでは確認することができないと思います。どのようなイベントで、何人が参加されて、どのような意見が出されたのか、教えてください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 このイベントは、富士山の諸課題と富士山が持つ可能性と未来について考える契機とすることを目的といたしまして開催しております。内容は、

知事の講演とトークセッションで、大学生をはじめ、約80名の参加がございました。意見といたしましては、LRTのよいところだけではなく、課題についても共有し、自由な議論をすべきだ、あるいは、電気バスは駐車場が残るため、五合目の自然や環境を取り戻すための根本的な解決にはつながらないと思うなどといった意見がございました。

福井委員 若い世代を中心に、そうした意見をしっかり吸い上げて、富士山の未来をどのように守っていくのかという、このトークイベントは大変意義深いものだと思います。ホームページへの様子の公開は考えているのか、教えてください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 内容を検討いたしまして、特に、個人が発言している部分もございますので、そうした部分に配慮しながら、必要に応じて公開させていただきたいと思います。

福井委員 6回の市町村での説明会の様子は、発言者という部分は伏せて、意見がしっかりと出されていきましたので、ぜひ、御検討いただければと思います。
一方、今、行われている意見交換会、いわゆる座談会形式のものですが、6月から24回の予定で開催をしていると承知しております。残り3回を残すのみとなっておりますが、これまでの開催の状況について教えてください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 意見交換会でございますが、先月11日から富士北麓地域において順次開催をしているところです。本日、7月5日時点におきまして、これまで6日間、計13回開催をし、延べ51名に参加をいただいております。

福井委員 中止になった回もあるのかなと思いますが、僅か51人という人数で、印象としては、意外と少ないなと感じております。この51人は延べ人数ですか。何回も足を運んでいらっしゃるのか、教えてください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 先ほど、延べ人数とお話しさせていただきましたが、そのうち、1名だけ複数回参加された方がいらっしゃいました。この方に関しましては、事前の連絡がなく、当日いきなり2回目の参加をされた状況でございます。

福井委員 県が設定した日以外でも、ある程度、人数が6人ぐらい集まれば出向きますということでしたが、こちらについては開催があったのでしょうか。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 当初の計画とは別に、住民団体や大学から、これまで3件の個別要望を頂いており、このうち1件につきましては7月の2日に開催し、9名の参加がございました。残り2件につきましても、日程を調整の上、開催をする予定でございます。

福井委員 この意見交換会では主にどのような意見が出されているのか、今の時点で答えられることがあれば教えてください。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 一例として、信仰の対象としての富士山の再興を図るべき、麓から五合目までだけでなく、富士北麓地域の二次交通の充実を図るべき、富士山が抱えている課題については理解できるが、その最善の対策が富士山登山鉄道なのかは疑問があるといった意見がございました。今後、これまで出された意見を取りまとめ、県ホームページで公表をする予定でございます。

福井委員 富士山の普遍的価値を未来永劫残していきたいという思いは、構想の賛否によらず共通の思いだと思います。知事が言うように、集合知を結集し合い、最適解を導くことが必要かと思えます。様々な意見が出ている中で、今後、どのように進めていくのか、お伺いします。

岩間富士山保全・観光エコシステム推進監 参加された皆様から頂きました意見を踏まえ、現在の技術水準や先行事例に照らし、引き続き、様々な選択肢を幅広く視野に入れて検討を進めていきたいと考えております。

福井委員 集合知をしっかりと形成しながら、地元の皆さんの納得も頂きながら、今後も丁寧に進めていただきたいと思います。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 70 号 山梨県職員の定年等に関する条例及び山梨県県費負担教職員の定年等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 72 号 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 73 号 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 80 号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第4条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第5条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 2 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

意見

中村委員 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについてですが、まず、ガソリン税について、政府は、ガソリンや灯油などの価格の高騰を抑えるための燃料油価格の激変緩和補助金について、当初、本年4月までとなっていたかと思いますが、一定期間を延長することとし、国民負担の低減に努めていると承知しております。

次に、消費税について、景気の変化に左右されにくい安定的な財源として、本県においても地方消費税、法人二税、個人県民税に次ぐ基幹税目の一つとなっている状況です。

また、市町村にとっても重要な財源となっております。

最後に、インボイス制度について、軽減税率が導入される中で、取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入された制度と承知しております。

これらの状況を踏まえ、引き続き、国の動向を注視しながら、慎重に判断する必要があります。

したがって、本請願については継続審査すべきと考えております。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

(中途退職者の増加について)

古屋委員 6月5日の山梨日日新聞の掲載記事に「管理職を目指さない55%」、その前の4月21日の山梨日日新聞の記事に「自治体退職者10年で倍」と掲載されたことは御承知だと思っておりますが、山梨県庁において、教育関係あるいは警察関係を除いて、ここ四、五年の採用状況がお分かりでしたら、お答えいただきたいと思っております。

三井総務部次長 ここ5年間の採用者数の推移としまして、令和2年度が118名、令和3年度が132名、令和4年度が135名、令和5年度が107名、今年度は153名を採用しています。採用者数は、定年退職者数や、前年度に採用不調となり欠員となっている数を基に採用しているところです。

古屋委員 危惧しているのは途中で辞める方が大分多いことで、令和に入ってからの中途退職者の数について、一般職に限っての数字が分かれば、お示しいただきたいと思っております。

三井総務部次長 全国的にも、定年まで勤務せず途中で退職する職員は増加傾向にございます。コロナ禍で経済が一時冷え込んだ時期には減少しましたが、令和3年度以降は、特に増

加していると言われてございます。本県におきましても、やはり同様の傾向にあります。

警察と教員を除きますと、中途退職者については、令和4年度と5年前の平成30年度を比較しますと、44名から63名に増加しております。なお、全国の統計の状況でも2,612名から3,884名と、同じように増加をしております。

古屋委員 平成30年度の44名から令和4年度の63名の中間は大体どのような状況ですか。令和1、2、3年の数字もお分かりでしたら、お示しいただきたいと思います。

三井総務部次長 平成30年度は44名でしたが、令和元年度は37名、令和2年度は40名、令和3年度は40名、令和4年度が63名となっております。

古屋委員 採用者数と退職者数は比較の対象にはならないですが、ホームページで見ると、一般職は全体で3,300人ぐらいいるかと思います。百二、三十名を採用して、一方で、中途退職者が、令和4年では63名で、かなり大きい人数です。知事が豊かさ共創社会など、いろいろな考え方を示していますけれど、一方で、職員は途中で退職する。山梨県の場合は、その退職理由はどのような状況でしょうか。

三井総務部次長 プライベートな部分はかなりありますので、退職される方に事細かに理由は聞けないですが、当方で承知している限りでは、他業種への転職や、親の介護、そうした理由をよく聞く傾向でございます。

古屋委員 そうすると、私自身も30年ほどサラリーマンをやってきましたが、山梨県の場合、他業種への転職が多いということでしょうか。もちろん、その途中には病気等いろいろな問題があると思いますが、県庁を退職している方々は、ほとんどが他の業種へ転職しているという理解でよろしいですか。

三井総務部次長 詳細に聞き取りができていないため、分からない部分はございますが、昔は年度末退職という方が多かったのですが、最近は途中で辞めるという方もいらっしゃいます。聞きますと、やはり、他の仕事が見つかったことを理由としておっしゃる方がいます。最近はテレビ等でも転職サイトが活発に流れており、転職のハードルがかなり低くなっているところがございます。そうしたことから、自分はいったいできるのではないかと考える方もいらっしゃるのかと推察しております。

古屋委員 新聞報道を読みますと、コロナ禍、また、デジタル対応の業務が増えて複雑化し、そのような中で精神患者などが増えているとも書いてあります。山梨県の場合は、そうした傾向はあるのですか。

三井総務部次長 メンタルの方が増えているかというところですが、20日以上長期の療養が必要なメンタルの患者の方が令和4年度には60名程度いらっしゃいます。

ただ、職員の場合は、メンタル不調になったときには休職し、3年間は休んで療養できるため、多くの方は復帰し、復帰後は所属でも、ある程度の配慮した配置をしてございますので、そうした方もいらっしゃると思いますが、そうした方が辞めているということは確認はしてございません。

古屋委員

メンタルのほうではあまりいないという受け止めをしました。

もう一つ、県の一般職、行政職、特別職の等級の状況がホームページに載ってまして、一般職の場合、山梨県の場合は、部長級でいきますと9級、1～9ランクに分かれていて、その分析を見ますと、行政職6級、この辺は課長さんや主幹、管理職になった方々の等級ですが、5年前は26.3%、昨今では19.8%に減っています。この年齢層の職員が退職しているのではないかと数字だけ見て勝手に想像をしているのですが、中核的な立場に立って業務を推進していただく年齢の方の数字が減っていることは、どのように受け止めていますか。

三井総務部次長 委員がおっしゃるように、6級は50代、本庁課長級の管理職を中心とした職員となっております。この6級になる適齢期の方々の採用のとき、ちょうど採用者数が少ない時期でございまして、先ほども言いましたが、例年100人くらい採用していますが、この時期はもっと少ない人数しか採用していなかったもので、適齢期の職員が少なくなっております。その関係で、今、管理職のポスト抑制も図っており、その結果として6級の割合が少なくなっております。この職層の方々が辞めているわけではないということは、御承知おきいただきたいと思えます。

古屋委員

そうすると、そこはそんなに辞めている方は少ないと受け止めさせていただきますが、いかんせん数が多いので、県行政に携わる皆さんが中心になって山梨県を動かしているわけですから、県議会議員としても、分析をしながらやっていかなければならないということでお話しております。

そこで、県の仕事に対する魅力、やりがい、将来性、この辺について、県はどのように考えているのか、大事なところですが、お答えいただきたいと思えます。

三井総務部次長 委員の御指摘のとおり、非常に危機感を持って県としても対応する必要があると思っております。中途退職を抑制するためには、全ての世代の職員が高いモチベーションを保ちながら職務を遂行する環境を構築することが必要だと考えてございます。

そのための取組の1つ目としまして、職員のチャレンジへの支援を行っています。具体的には、管理職ポストを含めたポストの公募制の実施、優秀者の早期昇任の実施、女性職員の積極的な登用等を図っています。

2つ目の取組としましては、職員の多様な働き方への支援でございます。具体的には、テレワーク、また、早出遅出勤務の推進、男性職員の育休取得の促進、また、民間企業への転職者を再度採用する復職支援などの実施を行っています。

行政課題が複雑化・多様化する中、全ての職員が、心身の健康やワーク・ライフ・バ

ランスを保ちながら、やりがいを持って職務に従事できる環境を整備できるよう、引き続き、取り組んでまいりたいと思っております。

古屋委員

今言ったような、チャレンジ精神や多様な働き方への対応など、本会議でも出ていましたが、職場環境の整備も大事です。バリアフリーで、どこからでも見通しが利くような、自分の机を持たないで、大きな机で、自分の好きなところへパソコンを持って移動して仕事をすることによって、いろいろな方とコミュニケーションを図りながら仕事をする。あるいは復職への支援など、そういうことの積み重ねがあつて初めて、知事が掲げている開の国づくりのあらゆる施策が着実に進んでいくと思っております。

最後に、その辺を含めて、中途退職者をできるだけ減らしていくことについて、部長から決意を頂ければ大変ありがたいと思います。

関口総務部長

迂遠な言い方になりますが、古屋委員も会社勤めを30年されてきたとのことで、それに比べれば、はるかに短いですが、およそこの職業人たるもの、組織の中にいると、辞めたいと思うことは何度もあるかと思えます。私もお釈迦様のらほつの数ほど辞めたいと思ったことがあつて、その一つ一つを思い出すと、上司と合わない、仕事が気に食わない、残業が多い、国会待機が多いなど、いろいろな理由がその都度思い出されます。

そのような理由を一つにまとめて、最近の傾向はこうですというのは、先ほど次長が申し上げたように、なかなか難しいところはありますが、ただ、間違いなく言えるのは、転職市場がこれだけ成熟してきて、労働市場の流動性は、かつてないほど高まっていることは不可避だと思っております。

少し見方を変えて受け止めると、いわゆる雇用のミスマッチ、例えば県庁にいても、しんどい、つまらない、もっとほかの仕事をやりたいなど、そうした人たちが別のところに気軽に転職できることによって、最適な職場が与えられ、労働生産性という意味では上がる。社会全体で見たときには非常にいい効果もあろうかと思えます。逆に言えば、今まで自分が培ってきたスキルを生かして、県庁の仕事をやってみたいという方を受け入れる努力も必要かと思えます。

あわせて、ではそれがいいことなのかといたら、委員がおっしゃるとおり、いいことだらけではなく、県はとても大事な地方公共団体であり、社会や地域の課題を自分たちの企画力や行動力をもって解決するために、熱意を持って頑張ってきた職員が不本意な形で辞めることは組織にとって大きな損失であります。同時に、職員が本当は働きたいけれど働けないという事情で辞めているとしたら、これは何としても防がなければならないという強い気持ちを持っております。

まとめますと、一つには労働環境のフラット化が必要だと思えます。要するに、簡単に転職市場にアクセスできるようになっているので、比較されることはやむを得ないことであります。そのときに、例えば、県庁の職場づくりとして劣っているところがあれば見直す必要があると思うので、委員長が本会議の御質問で言われていた職場づくり、革新的なオフィスをつくったり、もしくは委員がおっしゃるような、例えばフレックスやテレワークなど、様々な働き方をどんどん取り入れていく必要があると思えます。

同時に、ネガティブな理由で辞めてしまう方を減らすためには、例えば、休業制度をより充実させて、介護であっても大丈夫だよ、介護で休職してもいずれ帰ってきたときにはちゃんと処遇します、あなたにとってふさわしい職場を必ず用意しますという制度を普及したり、もしくは、頑張った職員を評価することが必要であります。若手であっても、頑張っていて、かつ実績だけでなく、やる気にあふれている人はチャレンジできるようなポストを用意していくことも大事だと思います。

こうした様々なことをしっかりと着実に言い足りないほどいろいろやりたいことはありますが、少しでも県職員の離職を低減し、逆に、新しく県で働きたいという人を増やしていく努力を続けてまいりたいと思います。

古屋委員

まさに、最後に部長がおっしゃられたとおりであります。私も二足のわらじを後半は10年ぐらい履いていました。いつ辞めるか、そんな悩みを持った時期は長い期間ありましたが、何とか皆さんの協力で頑張り抜いたわけでありまして。それは私の歩み方ですが、自分の責任、あるいは自分の都合で辞めることについては構わないですが、県の中で、改善していくことによって、その人の雇用がしっかり守られる、あるいは辞めないで済むことがあれば、おっしゃられたとおり、しっかりそういう方向で取り組んでいただければ本当にありがたいと思います。やりがいを持って、一生懸命働ける環境づくりに邁進していただくことを御期待申し上げます。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を令和6年9月2日から9月4日に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。
 - ・ 本委員会が6月7日に実施した県内調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。

以 上

総務委員長 白井 友基